

マルチステークホルダープロセス検討ワーキンググループ 設置要綱（案）

ccTLDや地名に関するgTLDにおけるマルチステークホルダーでの議論の在り方や、マルチステークホルダーで議論された内容のレジストリによるTLDの運営ポリシーへの反映の在り方等について集中的に検討するため、「マルチステークホルダープロセス検討ワーキンググループ」（以下「WG」という。）を設置することとする。

1. WGの運営等

- (1) WGの会議は、座長が招集する。
- (2) 座長代理は、座長が不在のとき、その職務を代行する。
- (3) 座長は、WGの検討及び議事を掌握する。
- (4) 座長は、会議を招集する時は、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (5) 特に迅速な検討を必要とする場合であって、会議の招集が困難な場合、座長は電子メールによる検討を行い、これを会議に代えることができる。
- (6) 座長は、必要があるときは、会議に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- (7) WGにおいて検討された事項については、座長がとりまとめ、これを委員会に報告する。
- (8) その他、WGの運営については、座長の定めるところによる。

2. 会議の公開

会議は、次の場合を除き、公開する。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合。
- (2) その他、座長が非公開とすることを必要と認めた場合。

3. 事務局

WGの事務局は、総合通信基盤局データ通信課が行う。